

## 新法人移行認可行程表の進行の遅れについて

昨日の臨時総会は出欠の返事の内容に不備も有ったりして定款上必要な出席者の過半数に2-3名足りずに成立しなかったことは残念です。その後16、7名の会員で今度の法人改革の当協会の取り組み方についてモーニングエクスプレスの鈴木氏を座長として約2時間にわたり熱心且有意義な議論がありました。

今回の救助救命艇の事についても今後の会の進行、運営について皆様にベターな事として提案しておりました。少数の方から法人改革に向けて進行をもっとゆっくりで当会の遊休資産についても公益支出目的計画書を毎年作成して関係処庁の監督、立入検査（この言葉は各県別の法人指導書に踊っております）を受けるのも良しとの意見がありました。（遊休資産が無ければ計画書、立入検査なし）他の社団でも最大の問題で私、個人的には避けたいように思います。そして私はこの事をずっとやって行くつもりは全くありません。監督、立入検査の他に毎年の申告の事務量が担当者の負担大という事も問題のようです。その席で私は皆様がよろしければ救助艇の事はナシにしてでもOKとも話しました。

新定款（案）については定款改定小委員会（渡辺、多田、武藤、横坂）で8-9月会議だけで約10時間をかけたたき台を作成しその後宮城県の担当課と折衝、丁寧な対応と親切なご指導をいただき新法人認可も最終段階に入ったとの認識でおりました。

先に当協会のHPに載せております移行認可行程表ではこの10月に新定款（案）の ①理事会で検討決議 ②HPに新定款（案）掲載 ③11月に臨時総会で説明議決となっております。

定款小委員会ではこれで十分と考えておりましたが役員の一部から密室？で作成した新定款とのご意見をいただきました。新定款（案）よりももっと民主的な進行での新しい定款作成の方がより多くの会員のご賛同をいただけるのではとも思います。

つきましてはHPに掲載の行程表の大幅なスローダウンもやむなしと思います。不手際で会員の皆様にご迷惑ご心配をおかけした事をお詫びいたします。

22年10月12日

理事長 渡辺孝志

（HPの移行認可申請行程表が工程表になつていました、訂正します）